３　新令附則第十一条第四十五項の規定は、施行日以後に取得される同項に規定する償却資産に対して課すべき令和四年度以後の年度分の固定資産税について適用し、施行日前に取得された旧令附則第十一条第四十九項に規定する償却資産に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

４　新令附則第十二条第三十一項の規定は、施行日以後に地方税法等の一部を改正する法律（令和四年法律第一号。以下この項において「改正法」という。）第一条の規定による改正後の地方税法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事等に係る契約が締結される場合について適用し、施行日前に改正法第一条の規定による改正前の地方税法附則第十五条の九第九項に規定する熱損失防止改修工事に係る契約が締結された場合については、なお従前の例による。

（国民健康保険税に関する経過措置）

第九条　新令第五十六条の八十八の二第一項及び第二項の規定は、令和四年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和三年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

（予算決算及び会計令及び国税収納金整理資金に関する法律施行令の適用に関する経過措置）

第十条　令和四年度における予算決算及び会計令（昭和二十二年勅令第百六十五号）附則第九条の二の規定の適用については、同条中「十三分の十一」とあるのは、「十三分の九」とする。

２　令和四年度における国税収納金整理資金に関する法律施行令（昭和二十九年政令第五十一号）第四条の二第七項の規定の適用については、同項中「十三分の二」とあるのは、「十三分の四」とする。

（健康保険法施行令等の一部改正）

第十一条　次に掲げる政令の規定中「附則第三十五条の二の六第十一項又は第十五項」を「附則第三十五条の二の六第八項又は第十一項」に、「附則第三十五条の二の六第十五項」を「附則第三十五条の二の六第十一項」に改める。

一　健康保険法施行令（大正十五年勅令第二百四十三号）第四十二条第三項第六号

二　船員保険法施行令（昭和二十八年政令第二百四十号）第九条第三項第六号

三　国民健康保険法施行令（昭和三十三年政令第三百六十二号）第二十七条の二第一項第一号及び第二十九条の七第五項第一号

四　介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）第二十二条の二の二第五項第一号

五　健康保険法等の一部を改正する法律（平成十八年法律第八十三号）附則第百三十条の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二条の二の二第五項第一号

六　高齢者の医療の確保に関する法律施行令（平成十九年政令第三百十八号）第七条第一項第一号及び第十八条第四項第一号

（地方自治法施行令の一部改正）

第十二条　地方自治法施行令（昭和二十二年政令第十六号）の一部を次のように改正する。

第二百十条の十中「第七十二条の二十四の七第八項」を「第七十二条の二十四の七第九項」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正）

第十三条　銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令（平成十三年政令第四百二十六号）の一部を次のように改正する。

第二十五条第二項中「銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律（平成十三年法律第百三十一号）第五十八条第一項」を「租税特別措置法第六十六条の十一の五第一項」に改める。

（銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置）

第十四条　前条の規定による改正後の銀行等の株式等の保有の制限等に関する法律施行令第二十五条第二項の規定は、銀行等保有株式取得機構の施行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、銀行等保有株式取得機構の施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

（地方税法施行令等の一部を改正する等の政令附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部改正）

第十五条　地方税法施行令等の一部を改正する等の政令（平成二十八年政令第百三十三号）附則第十六条の規定によりなおその効力を有するものとされた同令第九条の規定による廃止前の地方法人特別税等に関する暫定措置法施行令の一部を次のように改正する。

第八条の二を削る。

第九条の表法人税法施行令（昭和四十年政令第九十七号）の項中「第百十一条の四第一号」を「第百十一条の四第二項第一号」に改める。

（特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令の一部改正）

第十六条　特別法人事業税及び特別法人事業譲与税に関する法律施行令（平成三十一年政令第八十九号）の一部を次のように改正する。

第九条第三項を削る。

消防法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄

政令第百三十四号

消防法施行令の一部を改正する政令

内閣は、消防法（昭和二十三年法律第百八十六号）第十七条第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

消防法施行令（昭和三十六年政令第三十七号）の一部を次のように改正する。

第三十一条第二項中「別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの」を「次に掲げる防火対象物又はその部分」に改め、同項に次の各号を加える。

一　別表第一㈤項に掲げる防火対象物で、総務省令で定めるもの

二　別表第一に掲げる防火対象物の道路の用に供される部分で、総務省令で定めるもの

附　則

この政令は、令和四年四月一日から施行する。

総務大臣　金子　恭之

内閣総理大臣　岸田　文雄

関税定率法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年三月三十一日

内閣総理大臣　岸田　文雄